

札幌市衛生研究所条例施行規則

〔昭和37年 3月31日〕  
規則第16号

**改正** 昭和46年 7月規則第44号 昭和47年 3月規則第17号 昭和48年 3月規則第20号  
昭和50年 7月規則第42号 昭和52年 3月規則第21号 昭和55年 3月規則第10号  
昭和55年12月規則第73号 昭和56年 2月規則第 3号 昭和56年 9月規則第36号  
昭和58年 3月規則第14号 昭和59年 3月規則第16号 昭和60年 3月規則第 5号  
昭和61年 5月規則第31号 昭和63年 3月規則第17号 昭和63年 6月規則第46号  
平成元年 8月規則第52号 平成 4年 3月規則第27号 平成 6年 3月規則第23号  
平成 6年 3月規則第33号 平成 8年 3月規則第22号 平成12年 3月規則第17号  
平成13年 3月規則第22号 平成18年 3月規則第52号 平成20年 3月規則第20号  
平成25年 4月規則第10号  
題名…改正（昭和48年 3月規則第20号）

（目 的）

**第1条** この規則は、札幌市衛生研究所条例（昭和37年条例第12号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

（使用及び依頼の手続）

**第2条** 衛生研究所（以下「研究所」という。）の設備を使用し、又は保健衛生に関する試験、検査、調査若しくは研究（以下「試験等」という。）を依頼しようとする者は、次の各号に掲げる申込書を市長に提出しなければならない。

- (1) 研究所の設備の使用については、設備使用申込書(様式1)
- (2) 試験等の依頼については、試験等申込書(様式2)

（使用料及び手数料）

**第3条** 条例第4条第2項の規定による使用料及び手数料の額は、別表に定めるもののほか、健康保険法（大正11年法律第70号）の規定により厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定方法により算定した額の8割相当額とする。

（使用料等の納付時期）

**第4条** 前条の使用料又は手数料（以下「使用料等」という。）は、次の各号の一に該当するときは、これを事後に納付させることができる。

- (1) 試験等の結果が判明しなければ、料金を算出し難いとき。
- (2) その他市長が特別の事由があると認めたとき。

（減免の手続）

**第5条** 条例第4条第3項の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、減免申請書（様式3）を市長に提出しなければならない。

（成績書等の交付）

**第6条** 衛生研究所長は、試験等の結果が判明したときは成績書、検査書等を交付する。

2 成績書等の様式は、別に定める。

**附 則**

1 この規則は、昭和37年4月1日から施行する。

2 札幌市保健所使用料及び手数料条例施行規則（昭和33年規則第31号）の一部改正  
〔省略〕

**附 則**（昭和46年規則第44号）～**附 則**（平成12年規則第17号）省略

**附 則**（平成13年規則第22号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

**附 則**（平成18年規則第52号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**（平成20年規則第20号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**（平成25年規則第10号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。